

令和7年

3月市議会定例会意見書案

議案会第8号	特別児童扶養手当の所得制限の撤廃を求める意見書……………	3
議案会第9号	放課後児童クラブの長時間開所加算の対応についての意見書…	6
議案会第10号	性犯罪の再犯防止の取組への支援の強化を求める意見書……………	8
議案会第11号	刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書……………	11

議案会第8号

地方自治法第99条の規定により、特別児童扶養手当の所得制限の撤廃を求めることに関し、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣に対し、意見書を提出する。

令和7年3月28日提出

提出者	豊橋市議会議員	菅谷 竜
	同	宍戸 秀樹
	同	山本 賢太郎
	同	川原 元則
	同	尾林 伸治
	同	鈴木 みさ子
	同	星野 隆輝
	同	松崎 正尚
	同	市原 享吾
	同	小原 昌子

特別児童扶養手当の所得制限の撤廃を求める意見書

特別児童扶養手当は、障害を持つ子どもを養育する保護者の経済的負担を軽減するための重要な制度ですが、受給には所得制限があります。この制限により、支援が必要な家庭でも一定以上の収入がある場合は手当を受け取れない状況が生じています。豊橋市においても、二十歳未満で手当を申請している人は令和7年2月14日時点で955人。その中で、所得制限により受給できてない人が122人います。現行制度では、所得が基準を僅かに超えるだけで手当が支給されなくなるケースが多く、生活に余裕のない「中間層」が支援を受けられない問題が顕著です。また、障害児の養育に必要な特別な費用が十分に考慮されておらず、見直しを求める声が高まっています。

所得制限の問題点は、支援が届かない家庭の存在や、障害児の養育にかかる多大な費用を考慮していない点にあります。さらに、基準を超えると手当がゼロになる「段差」の影響で、収入が増えた家庭でも生活が苦しくなる逆進性の課題も挙げられます。

これらの状況を改善するためには、所得制限を撤廃することが必要と考えます。撤廃により、障害を持つ子どものいる全ての家庭が平等に支援を受けられるようになり、中間層も救済されます。また、手続きが簡素化され、行政の負担も軽減される可能性があります。経済的安定は障害を持つ子どもの生活環境や福祉の向上に直結します。以上のことより、特別児童扶養手当の所得制限撤廃を強く要望します。

記

1 特別児童扶養手当の所得制限の撤廃をすること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和7年3月28日

豊橋市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣

} あて

議案会第9号

地方自治法第99条の規定により、放課後児童クラブの長時間開所加算の対応に関し、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、内閣府特命担当大臣（こども政策）、愛知県知事に対し、意見書を提出する。

令和7年3月28日提出

提出者	豊橋市議会議員	菅 谷 竜
	同	宍 戸 秀 樹
	同	山 本 賢 太 郎
	同	川 原 元 則
	同	尾 林 伸 治
	同	鈴 木 み さ 子
	同	星 野 隆 輝
	同	松 崎 正 尚
	同	市 原 享 吾
	同	小 原 昌 子

放課後児童クラブの長時間開所加算の対応についての意見書

令和6年12月27日にこども家庭庁から全国の自治体に対し、「放課後児童クラブにおける開所時間の考え方について（通知）」が発出されました。その中で開所時間の運用基準が変更となり、それに伴い平日の長時間開所加算についても令和7年度から補助要件の変更が検討されています。また、今回の見直しで令和6年度分として既に放課後児童クラブに市から支給されている補助金について、国・県からの補助がされない事態に対し、放課後児童クラブはもちろんのこと、自治体においてもその対応について苦慮しているところであり、それぞれの自治体によってその対応が様々になる事も危惧されます。

本市においても、対象となる放課後児童クラブの数は30箇所を超え、金額の多いクラブでは60万円超の加算がされております。

そこで国及び県に対して、以下の事項について強く要望します。

記

- 1 令和6年度分の放課後児童クラブの長時間開所加算について、急な運用変更を行うことなく従前の基準に基づき、補助対象とすること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和7年3月28日

豊橋市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣
内閣府特命担当大臣(こども政策)
愛知県知事

あて

議案会第10号

地方自治法第99条の規定により、性犯罪の再犯防止の取組への支援の強化を求めることに関し、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、厚生労働大臣に対し、意見書を提出する。

令和7年3月28日提出

提出者	豊橋市議会議員	菅 谷 竜
	同	宍 戸 秀 樹
	同	山 本 賢太郎
	同	川 原 元 則
	同	尾 林 伸 治
	同	鈴 木 みさ子
	同	星 野 隆 輝
	同	松 崎 正 尚
	同	市 原 享 吾
	同	小 原 昌 子

性犯罪の再犯防止の取組への支援の強化を求める意見書

本市における性犯罪の件数は、毎年2桁台に上っています。

性犯罪をした者に対して、矯正施設等において再犯防止プログラム等が実施されていますが、出所後も継続的な治療がなければ、再犯につながるものが危惧されます。

令和5年3月、法務省は自治体向けに「性犯罪の再犯防止に向けた地域ガイドライン～再犯防止プログラムの活用～」を策定し、このガイドラインを踏まえて、性犯罪の再犯防止に都道府県等が主体となって取り組むことが期待されています。

性犯罪をした者の出所後の住所等については、法務省から情報提供を受け都道府県等が把握する仕組みはなく、実際に当事者に対して直接再犯防止の取組を行うことは困難であるため、一部の都道府県では、子どもに対して性犯罪をした者に、矯正施設等を出所する際に住所等の届出を求める条例を制定し、届け出られた情報を基に、カウンセリングなどの再犯防止・社会復帰支援を行っています。

こうした条例に基づく届出の仕組みがなくとも各自治体が再犯防止の取組を効果的に進めるためには、国、自治体、関係機関等の連携や性犯罪をした者に係る情報の共有が極めて重要であり、国からのより一層の支援が不可欠です。

よって政府は、次の事項について所要の措置を講じられるよう強く要望します。

記

- 1 性犯罪をした者に対し、矯正施設等を出所した後も自治体による再犯防止プログラム等を受ける意義について啓発を図ること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和7年3月28日

豊橋市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣
厚生労働大臣

} あて

議案会第11号

地方自治法第99条の規定により、刑事訴訟法の再審規定の改正を求めること
に関し、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣に対し、
意見書を提出する。

令和7年3月28日提出

提出者	豊橋市議会議員	菅 谷 竜
	同	宍 戸 秀 樹
	同	山 本 賢太郎
	同	川 原 元 則
	同	尾 林 伸 治
	同	鈴 木 みさ子
	同	星 野 隆 輝
	同	松 崎 正 尚
	同	市 原 享 吾
	同	小 原 昌 子

刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書

冤罪は、国家による最大の人権侵害の一つです。誤った捜査や裁判によって生じた冤罪被害者の人権救済は当然のことであり、再審制度が規定されていません。

しかしながら、現行の刑事訴訟法において、再審請求手続の審理の在り方に関する規定は19箇条しかなく、再審請求手続をどのように行うかは、裁判所の広範な裁量に委ねられていることから、審理の適正さが制度として担保されず、公平性が損なわれかねない状態との指摘もあります。こうしたことは再審制度に明確な決まりがなく、大正時代に作られた構造のままになっているからにはかなりません。人権救済の観点からも裁判所は再審請求を受理した後は一定期間内に実質的な審理を開始することなどをはじめとする明確な制度化が求められます。

また、これまでの冤罪事件では、警察や検察等の捜査機関の手元にある証拠が再審段階で明らかになることが、冤罪被害者を救済するための大きな要因となっているものの、現行法には警察や検察等の捜査機関の手元にある証拠を開示させる制度的保障がないため、裁判所や検察の対応によって証拠開示の範囲に大きな差を生じさせており、証拠開示の法制化も不可欠です。

さらに、長い年月をかけて再審開始決定を得たとしても、検察官が不服申立てをすることで、再審公判に移行するまでに長期間を要することとなり、結果、罪を犯していない人が長年にわたり自由を奪われ、人権を侵害されたままとなってしまいます。

よって国におかれましては、冤罪被害者を一刻も早く救済するため、諸課題の整理を進め再審請求に関する明確な制度の構築を図るとともに、特に再審請求手続において、捜査機関が保管する証拠を開示すること及び再審開始決定に対する検察官の不服申立てに制限を加えることを内容とする刑事訴訟法の再審規定の改正を強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和7年3月28日

豊橋市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣

} あて